

第129回神奈川大学日本常民文化研究所研究会



「女捕（めとり）」について

久留島 典子 氏 神奈川大学日本常民文化研究所 所員
国際日本学部 教授

日時：2022年2月16日（水）17:30～19:00

会場：Zoomミーティング 【開場：17:15】

申込方法：ご参加希望の方は、右のQRコードよりお申込みください。IDとパスコードが自動返信メールにて送信されます。



主催：神奈川大学日本常民文化研究所

「女捕（めとり）」について

御成敗式目三四条には、「於道路辻捕女事」なる規定があり、この「辻捕（つじとり）」「女捕（めとり）」とは、道で女を捕えて、強姦することと解釈されている。これに関係して、女性自身一人で旅するときは、「辻捕」「女捕」が起こりうるのも覚悟のうえであったとする網野善彦氏の議論があり、批判もよんでいる。報告では、中世法としてもかなり奇異といえるこの規定の解釈について再度考えてみたい。